

計画参考 1 名古屋市防災会議条例（昭和 38 年 3 月 22 日 条例第 25 号）

改正 昭和 50 年第 28 号、平成 6 年第 7 号、同 12 年第 12 号、同 18 年第 72 号、同 24 年第 63 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、名古屋市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成 12 年第 12 号）

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- （1）名古屋市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（組織）

第 3 条 防災会議は、会長、副会長及び委員 70 人以内をもって組織する。

（会長、副会長及び委員）

第 4 条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、副市長をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめその定める順序によりその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - （1）市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又は職員
 - （2）愛知県の知事の部内の職員
 - （3）愛知県警察の警察官
 - （4）市を警備区域とする自衛隊の師団、部隊又は機関の長
 - （5）市の教育委員会の教育長
 - （6）市の消防局長
 - （7）市長の部内の職員
 - （8）市の地域において業務を行なう指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - （9）前各号の者のほか、市長が防災上必要と認める者
- 6 前項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（平成 18 年第 72 号）

- 7 前項の委員は、再任されることができる。

（会議）

第 5 条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、防災会議の議長となる。
- 3 防災会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 防災会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(専門委員)

第6条 防災会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(幹事)

第7条 防災会議に、幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の属する関係機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。
(部会)

第8条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、防災会議に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月25日条例第7号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月22日条例第12号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月20日条例第72号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月11日条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市防災会議運営要綱

改正 昭和 47 年 6 月 29 日、昭和 50 年 6 月 27 日、昭和 51 年 6 月 30 日、昭和 61 年 7 月 25 日

平成 25 年 6 月 13 日、平成 26 年 6 月 12 日、平成 27 年 4 月 1 日、平成 28 年 4 月 1 日

平成 30 年 4 月 1 日、平成 31 年 4 月 1 日、令和元年 7 月 1 日、令和元年 8 月 1 日

令和 2 年 5 月 15 日、令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 この要綱は、名古屋市防災会議条例（昭和 38 年条例第 25 号）第 9 条の規定に基づき、名古屋市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第 2 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

2 会議は、会長が特に必要と認める場合には、書面において開催することができる。この場合において、前項中「会議の日時、場所」とあるのは、「会議の期間」と読み替えるものとする。

(会議録)

第 3 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

(委員の代理者)

第 4 委員は、やむをえない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出ておかななければならない。

(専決処分)

第 5 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

2 専決処分できる事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合における災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等の長に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (4) 名古屋市災害対策本部の設置についての意見に関すること。

3 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(常任幹事)

第 6 幹事のうち若干人を常任幹事とし、会長が指名する。

2 常任幹事は、常任幹事会を構成する。

3 常任幹事会は、会長の命により、事務局長が招集する。

(事務局)

第7 防災会議の事務を処理させるため、事務局を防災危機管理局危機管理企画室におく。

- 2 事務局に事務局長、主事及び書記をおく。
- 3 事務局長は、防災危機管理局長をもって充てる。
- 4 主事および書記は、職員のうちから市長が指名する。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和38年7月24日から実施する。

附 則 (昭和47年6月29日)

この要綱は、昭和47年6月29日から実施する。

附 則 (昭和50年6月27日)

この要綱は、昭和50年6月27日から実施する。

附 則 (昭和51年6月30日)

この要綱は、昭和51年6月30日から実施する。

附 則 (昭和61年7月25日)

この要綱は、昭和61年7月25日から実施する。

附 則 (平成25年6月13日)

この要綱は、平成25年6月13日から実施する。

附 則 (平成26年6月12日)

この要綱は、平成26年6月12日から実施する。

附 則 (平成27年4月1日)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則 (平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 (平成30年4月1日)

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則 (平成31年4月1日)

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則 (令和元年7月1日)

この要綱は、令和元年7月1日から実施する。

附 則 (令和元年8月1日)

この要綱は、令和元年8月1日から実施する。

附 則 (令和2年5月15日)

この要綱は、令和2年5月15日から実施する。

附 則 (令和5年4月1日)

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

○名古屋市防災会議委員等一覧

会 長 名古屋市長

副会長 名古屋副市長

(1) 市の区域の全部又は一部を所管する指定地方行政機関

機 関 名	委 員	幹 事
東 海 財 務 局	局 長	
東 海 農 政 局	局 長	
中 部 経 済 産 業 局	局 長	
中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部	部 長	
中 部 運 輸 局	局 長	
名 古 屋 海 上 保 安 部	部 長	
名 古 屋 地 方 気 象 台	台 長	次 長
東 海 総 合 通 信 局	局 長	
愛 知 労 働 局	雇 用 環 境 ・ 均 等 部 長	
中 部 地 方 整 備 局	局 長	総 括 防 災 官
〃		名 古 屋 国 道 事 務 所 長
〃		庄 内 川 河 川 事 務 所 長

(2) 愛知県の知事の部内職員

機 関 名	委 員	幹 事
愛 知 県	建 設 局 長	尾 張 建 設 事 務 所 長
〃	防 災 安 全 局 長	防 災 安 全 局 災 害 対 策 課 長

(3) 愛知県警察の警察官

機 関 名	委 員	幹 事
愛 知 県 警 察 本 部	警 備 部 長	名古屋市警察部企画調整課長
〃		交 通 部 交 通 規 制 課 長
〃		警 備 部 警 備 第 二 課 長

(4) 市を警備区域とする自衛隊の師団、部隊又は機関の長

機 関 名	委 員	幹 事
陸 上 自 衛 隊	第 3 5 普 通 科 連 隊 長	第 3 5 普 通 科 連 隊 第 3 科 長

(5) 市の教育委員会の教育長

機 関 名	委 員	幹 事
教 育 委 員 会	教 育 長	○事務局総務部総務課長

(6) 市の消防長

機 関 名	委 員	幹 事
消 防 局	消 防 局 長	○総務部総務課長

(7) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

(指定公共機関)

機 関 名	委 員
日 本 郵 便 株 式 会 社 東 海 支 社	常 務 執 行 役 員 東 海 支 社 長
西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 東 海 支 店	設 備 部 長
日 本 赤 十 字 社 愛 知 県 支 部	事 務 局 長
日 本 放 送 協 会 名 古 屋 放 送 局	チーフ・リード
東 海 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	東 海 鉄 道 事 業 本 部 長
日 本 貨 物 鉄 道 株 式 会 社 東 海 支 社	執 行 役 員 東 海 支 社 長
東 邦 ガ ス 株 式 会 社	総 務 部 長
中部電力パワーグリッド株式会社名古屋支社	執 行 役 員 名 古 屋 支 長
中日本高速道路株式会社名古屋保全・サービスセンター	名 古 屋 保 全 ・ サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長

(指定地方公共機関)

機 関 名	委 員
名 古 屋 港 管 理 組 合	専 任 副 管 理 者
一 般 社 団 法 人 愛 知 県 ト ラ ッ ク 協 会	会 長
名 古 屋 鉄 道 株 式 会 社	代 表 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員 鉄 道 事 業 本 部 長
近 畿 日 本 鉄 道 株 式 会 社	執 行 役 員 鉄 道 本 部 名 古 屋 統 括 部 長
名 古 屋 高 速 道 路 公 社	理 事
株 式 会 社 中 日 新 聞 社	編 集 局 次 長
株 式 会 社 朝 日 新 聞 名 古 屋 本 社	編 集 局 報 道 セ ン タ ー 長
株 式 会 社 毎 日 新 聞 中 部 本 社	中 部 報 道 セ ン タ ー 室 長
株 式 会 社 読 売 新 聞 中 部 支 社	編 集 セ ン タ ー 部 長
株 式 会 社 中 部 経 済 新 聞 社	編 集 局 経 済 部 長

株 式 会 社 C B C テ レ ビ	報 道 ・ 情 報 制 作 局 報 道 部 長
東 海 ラ ジ オ 放 送 株 式 会 社	政 策 局 次 長 兼 報 道 ・ ス ポ ー ツ 制 作 部 長
東 海 テ レ ビ 放 送 株 式 会 社	報 道 局 報 道 部 長
名 古 屋 テ レ ビ 放 送 株 式 会 社	報 道 セ ン タ ー 長
中 京 テ レ ビ 放 送 株 式 会 社	報 道 局 報 道 部 長
テ レ ビ 愛 知 株 式 会 社	報 道 制 作 局 報 道 情 報 グ ル ー プ 部 長
株 式 会 社 エ フ エ ム 愛 知	編 成 制 作 部 副 部 長
株 式 会 社 Z I P - F M	編 成 局 長 兼 編 成 制 作 部 長

(8) 前各号の者のほか、市長が防災上必要と認める者
(市議会)

機 関 名	委 員
名 古 屋 市 会	議 長
〃	総 務 環 境 委 員 長
〃	財 政 福 祉 委 員 長
〃	教 育 子 ど も 委 員 長
〃	土 木 交 通 委 員 長
〃	経 済 水 道 委 員 長
〃	都 市 消 防 委 員 長

(その他市長が防災上必要と認める者)

機 関 名	委 員
名 古 屋 市 消 防 団 連 合 会	会 長
社 会 福 祉 法 人 名 古 屋 市 社 会 福 祉 協 議 会	副 会 長 兼 常 務 理 事
一 般 社 団 法 人 名 古 屋 市 医 師 会	会 長
名 古 屋 市 区 政 協 力 委 員 議 長 協 議 会	議 長
名 古 屋 市 地 域 女 性 団 体 連 絡 協 議 会	会 長
私 学 を よ く す る 愛 知 父 母 懇 談 会	会 長 代 行
名 古 屋 商 工 会 議 所 女 性 会	会 長
な ご や 消 費 者 団 体 連 絡 会	会 長
公 立 大 学 法 人 名 古 屋 市 立 大 学	大 学 院 看 護 学 研 究 科 教 授
愛 知 女 性 医 師 の 会	理 事
公 益 社 団 法 人 愛 知 県 看 護 協 会	会 長

社 会 福 祉 法 人 名 古 屋 市 身 体 障 害 者 福 祉 連 合 会	会	長
名 古 屋 市 民 生 委 員 児 童 委 員 連 盟	理	事
名 古 屋 市 保 健 環 境 委 員 会	会	計

(注) ○印は、常任幹事

計画参考 3 名古屋市防災会議産業災害対策部会設置要綱

改正 昭和 51 年 6 月 30 日 昭和 61 年 7 月 25 日 平成 25 年 6 月 13 日 平成 26 年 6 月 12 日

平成 27 年 4 月 1 日 平成 28 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 産業災害対策の強化推進を図るため、名古屋市防災会議条例（昭和 38 年 3 月 22 日条例第 25 号）第 8 条の規定に基づき、名古屋市防災会議に産業災害対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 部会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 産業災害の想定に関する事項
- (2) 産業災害の予防に関する事項
- (3) 産業災害の応急対策に関する事項
- (4) その他産業災害対策に関し、部会において必要と認める事項

(組織)

第 3 条 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

2 部会には、必要に応じて分科会を設けることができる。

(会議)

第 4 条 部会は、部会長が招集し、議長となる。

(事務局)

第 5 条 部会に関する事務は、名古屋市防災会議事務局（防災危機管理局危機管理企画室）が行う。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 50 年 6 月 27 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 6 月 30 日）

この要綱は、昭和 51 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 7 月 25 日）

この要綱は、昭和 61 年 7 月 25 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 13 日）

この要綱は、平成 25 年 6 月 13 日から実施する。

附 則（平成 26 年 6 月 12 日）

この要綱は、平成 26 年 6 月 12 日から実施する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

計画参考 4 名古屋市防災会議産業災害対策部会運営要領

改正 平成 28 年 4 月 1 日、平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、名古屋市防災会議産業災害対策部会設置要綱第 6 条の規定に基づき、名古屋市防災会議産業災害対策部会（以下「部会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

- 2 部会の議事は、部会長が主宰する。
- 3 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。
- 4 部会を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知するものとする。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは防災会議の他の委員もしくは専門委員または幹事、その他関係者の出席を求めることができる。

(分科会)

第 3 条 分科会は、部会長が指名する委員及び専門委員で構成する。

- 2 分科会は、部会長が招集し、部会長または部会長が指名する委員が会議を主宰する。
- 3 前条第 5 項の規定は、分科会についても準用する。

(部会の記録)

第 4 条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第 5 条 部会長は、部会の経過または結果を防災会議に報告しなければならない。

(幹事会)

第 6 条 部会の調査審議の推進をはかるため、委員の属する機関の職員による幹事会を設けることができる。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項はそのつど部会長が定める。

附 則

この要領は、昭和 50 年 6 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日)

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 4 月 1 日)

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

○名古屋市防災会議産業災害対策部会構成委員

中部経済産業局長

中部運輸局長

名古屋海上保安部長

愛知労働局長

愛知県防災安全局長

愛知県警察本部警備部長

陸上自衛隊第35普通科連隊長

名古屋市副市長

〃 防災危機管理局長

〃 総務局長

〃 環境局長

〃 住宅都市局長

〃 緑政土木局長

〃 消防局長

〃 港区長

名古屋港管理組合専任副管理者

学識経験者等（専門委員）

※名古屋市防災会議条例第8条第3項により部会長は、名古屋市防災会議会長が指名する委員をもって充てる。

計画参考 5 名古屋市防災会議地震災害対策部会設置要綱

改正 昭和 51 年 6 月 30 日、昭和 61 年 7 月 25 日、平成 25 年 6 月 13 日、平成 26 年 6 月 12 日、
平成 27 年 4 月 1 日 平成 28 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 地震災害対策の強化推進を図るため、名古屋市防災会議条例（昭和 38 年 3 月 22 日条例第 25 号）第 8 条の規定に基づき、名古屋市防災会議に地震災害対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 部会は、次の事項を審議する。

- (1) 地震災害の想定に関する事項
- (2) 地震災害の予防に関する事項
- (3) 地震災害の応急対策に関する事項
- (4) その他地震災害対策に関し、部会において必要と認める事項

(組織)

第 3 条 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

2 部会には、必要に応じて分科会を設けることができる。

(会議)

第 4 条 部会は、部会長が招集し、議長となる。

(事務局)

第 5 条 部会に関する事務は、名古屋市防災会議事務局（防災危機管理局危機管理企画室）が行う。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 50 年 6 月 27 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 6 月 30 日）

この要綱は、昭和 51 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 7 月 25 日）

この要綱は、昭和 61 年 7 月 25 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 13 日）

この要綱は、平成 25 年 6 月 13 日から実施する。

附 則（平成 26 年 6 月 12 日）

この要綱は、平成 26 年 6 月 12 日から実施する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

計画参考 6 名古屋市防災会議地震災害対策部会運営要領

改正 平成 28 年 4 月 1 日、平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、名古屋市防災会議地震災害対策部会設置要綱第 6 条の規定に基づき、名古屋市防災会議地震災害対策部会（以下「部会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

- 2 部会の議事は、部会長が主宰する。
- 3 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。
- 4 部会を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知するものとする。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは防災会議の他の委員もしくは専門委員または幹事、その他関係者の出席を求めることができる。

(分科会)

第 3 条 分科会は、部会長が指名する委員及び専門委員で構成する。

- 2 分科会は、部会長が招集し、部会長または部会長が指名する委員が会議を主宰する。
- 3 前条第 5 項の規定は、分科会についても準用する。

(部会の記録)

第 4 条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第 5 条 部会長は、部会の経過または結果を防災会議に報告しなければならない。

(幹事会)

第 6 条 部会審議の推進をはかるため、委員の属する機関の職員による幹事会を設けることができる。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項はそのつど部会長が定める。

附 則

この要領は、昭和 50 年 6 月 27 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日）

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

○名古屋市防災会議地震災害対策部会構成委員

(順不同、敬称略)

委 員
 中 部 経 済 産 業 局 長
 中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部 長
 中 部 運 輸 局 長
 名 古 屋 地 方 気 象 台 長
 名 古 屋 海 上 保 安 部 長
 東 海 総 合 通 信 局 長
 中 部 地 方 整 備 局 長
 愛 知 県 防 災 安 全 局 長
 愛 知 県 警 察 本 部 警 備 部 長
 陸上自衛隊第 35 普通科連隊長

委 員
 名 古 屋 港 管 理 組 合 専 任 副 管 理 者
 西日本電信電話(株)東海支店 設 備 部 長
 中部電力パワーグリッド(株) 執行役員名古屋支社長
 東 邦 ガ ス (株) 総 務 部 長

名 古 屋 市 副 市 長
 " 会 計 管 理 者
 " 防 災 危 機 管 理 局 長
 " 市 長 室 長
 " 総 務 局 長
 " 財 政 局 長
 " スポーツ市民局長
 " 経 済 局 長
 " 観 光 文 化 交 流 局 長
 " 環 境 局 長
 " 健 康 福 祉 局 長
 " 住 宅 都 市 局 長
 " 緑 政 土 木 局 長
 " 教 育 長
 " 消 防 局 長
 " 上 下 水 道 局 長
 " 交 通 局 長

※名古屋市防災会議条例第 8 条第 3 項により部会長は、名古屋市防災会議会長が指名する委員をもって充てる。

計画参考 7 名古屋市災害対策本部条例（昭和 38 年 3 月 22 日 条例第 26 号）

改正 平成 12 年 3 月 22 日、同 24 年 10 月 11 日

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、名古屋市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害対策本部長等）

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部）

第 3 条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから、本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

（区本部）

第 4 条 区の区域ごとに当該区域における本部の事務を処理させるため、区本部を置く。

2 区本部に区本部長、区副本部長及び区本部員を置く。

3 区本部長、区副本部長及び区本部員は、災害対策本部員又はその他の職員のうちから、本部長が指名する。

4 区本部長は、本部長の命を受けて区本部の事務を掌理する。

5 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 区本部員は、区本部長の命を受けて区本部の事務を処理する。

（雑則）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 22 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 11 日条例第 63 号）

この条例は、公布の日から施行する。

計画参考 8 名古屋市災害対策本部運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、名古屋市災害対策本部条例(昭和38年名古屋市条例第26号)第5条の規定に基づき、名古屋市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長等)

第2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。

2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、会計管理者、名古屋市事務分掌条例(昭和22年条例第16号)に定める局、室の長、教育長、消防局長、上下水道局長、交通局長、防災危機管理局次長及びその他災害対策副本部長(以下「本部長」という。)が必要と認める者をもって充てる。

3 本部長は、本部員の中から防災危機管理局長を防災監として、防災危機管理局次長を副防災監として指名する。

4 防災監は、本部長及び副本部長に進言し、本部長の指揮監督に基づき他の本部員に指示することができる。副防災監は、防災監を補佐し、防災監に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、本部長の命を受けて本部の事務に従事する。

(本部室)

第3 本部長は、本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため本部室を置く。

2 本部室に本部員会議、本部幹事会議、各チーム及び本部室事務局を置き、本部長の指揮監督に基づく互いの連携によって運営するものとする。

3 本部室の庶務は、本部室事務局が総括する。

(本部員会議)

第4 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、別表第1に掲げる災害対策の基本的事項について協議する。

2 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。

3 本部長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長に対し、当該機関職員の本部員会議への出席を要請し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(1) 指定地方行政機関

(2) 指定公共機関

(3) 指定地方公共機関

(4) その他必要な機関

(本部幹事会議)

第5 本部幹事会議は、別表第2に掲げる事務を所掌し、応急対策上必要な各種情報を収集して本部員会議が協議・決定すべき応急対策上の重要な事項について協議するとともに、本部長又は本部員会議若しくは防災監に報告・進言する。

2 本部幹事会議に幹事長、副幹事長、防災調整官及び幹事を置く。

3 幹事長、副幹事長、防災調整官及び幹事は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

4 防災調整官は、幹事長及び副幹事長に進言し、幹事に指示することができる。

- 5 本部幹事会議は、幹事長が必要に応じて招集する。
- 6 幹事長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長に対し、当該機関職員の本部幹事会議への出席を要請し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。
 - (1) 指定地方行政機関
 - (2) 指定公共機関
 - (3) 指定地方公共機関
 - (4) その他必要な機関(各チーム)

第6 本部室にチーム及びプロジェクトチームを置き、別表第4に掲げる事務を処理させる。

- 2 チーム及びプロジェクトチームの構成員は、別表第5のとおりとする。
 - 3 チームは、幹事長指示のもと、複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に実施する。
 - 4 チームは、あらかじめ別に定める基準に従い設置し、本部又はチームを廃止するまで常設する。
 - 5 プロジェクトチームは、幹事長指示のもと、複数の部が関係し、応急対策に重大な影響を及ぼすとともに迅速な対応が求められる事項について具体的な対応方針を協議する。
 - 6 プロジェクトチームは、本部長が必要と認めた場合に設置する。
 - 7 プロジェクトチームの会議は、幹事長が招集する。
 - 8 チーム及びプロジェクトチームは、幹事長及び本部幹事会議に担当事務の進捗状況を報告する。
- (本部室事務局)

第7 本部室事務局は、本部の事務を総括し、別表第6に掲げる事務を所掌する。

- 2 本部室事務局に事務局長及び副事務局長を置く。
 - 3 事務局長は、防災危機管理局長をもって充て、副事務局長は、防災危機管理局次長及び防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）をもって充てる。
 - 4 本部室事務局員は、防災危機管理局職員をもって充て、本部室事務局の庶務は、防災危機管理局危機対策課が行う。
- (部)

第8 本部に別表第7に掲げる部及び別表第8に掲げる班(隊)を置き、各表に掲げる事務を分掌させる。

- 2 部長は、別表第7に掲げる職にある者をもって充て、部員は、同表に掲げる担当部署に属する職員をもって充てる。
- 3 部に副部長を置く。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 班(隊)に班(隊)長を置く。
- 6 班(隊)長は、班(隊)の所掌事務について、部長を補佐するとともに、上司の命を受けてその事務の処理にあたる。

(区本部)

第9 区本部の名称及び位置は、別表第9に掲げるとおりとする。

- 2 区本部長及び区副本部長は、別表第10に掲げる職にある者をもって充て、区本部員は、区役所職員をもって充てる。
- 3 区本部に別表第10に掲げる班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

- 4 班に班長を置く。
- 5 班長は、当該班の所掌事務について区本部長を補佐するとともに、上司の命をうけてその事務の処理にあたる。
- 6 区本部の庶務は、区総務課で処理する。

(区連絡会議)

第 10 区本部に区連絡会議を置く。

- 2 区連絡会議は、区本部長、各区隊長及びその他区本部長が必要と認める者をもって組織し、区域内の災害対策について協議する。
- 3 区連絡会議は、区本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。
- 4 会議の議長は、会議の結果、区域内の災害応急対策について緊急を要すると認めた場合には、関係区隊長にその処置につき必要な限度において必要な指示をすることができる。
- 5 会議の議長は、前項の指示を行ったときは、速やかに本部長又は防災監に報告するものとする。

(区本部連絡員室)

第 11 区本部に区本部連絡員室（以下「区連絡員室」という。）を置く。

- 2 区連絡員室は、会議の庶務、その他区域内の災害対策についての各班、各隊相互間の連絡及び各種情報の収集にあたるものとする。
- 3 区連絡員室に室長及び連絡員を置き、区本部長及び各区隊長が指名する職員をもって充てる。

(現地本部)

第 12 大災害が名古屋市域のある方面に集中的に発生し、本部長が必要と認めたときは、名古屋市の施設等に現地本部を設置することができる。

- 2 現地本部に現地本部長、現地副本部長及び現地本部員を置く。
- 3 現地本部長及び現地副本部長は、本部員会議の構成員のうちから本部長が指名する。
- 4 現地本部員は、各部長が所属部員（課長相当職以上の職にある者）のうちから指名する者をもって充てる。
- 5 現地本部長は、本部長の命を受けて別表第 11 に掲げる事務を掌理する。
- 6 現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 現地本部員は、現地本部長の命を受けて現地本部の事務を処理する。

(雑則)

第 13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 38 年 7 月 24 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 7 月 25 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 7 月 25 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 6 月 14 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 10 月 29 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 7 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 4 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

別表第1 本部員会議が協議・決定すべき事項

- 1 配備種別に関する事
- 2 避難指示等に関する事
- 3 災害対応方針の決定に関する事
- 4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に伴う事前避難に関する事
- 5 業務継続計画に関する事
- 6 自衛隊に対する災害派遣要請に関する事
- 7 避難行動要支援者名簿の外部提供に関する事
- 8 災害救助法の適用に関する事
- 9 帰宅困難者対策に関する事
- 10 現地本部の設置に関する事
- 11 遺体安置所の設置に関する事
- 12 緊急物資集配拠点の開設及び救援物資の受入れに関する事
- 13 プロジェクトチームの設置に関する事
- 14 災害廃棄物仮置場の設置に関する事
- 15 避難所の環境整備及び避難者ニーズへの対応に関する事
- 16 職員の応援に関する事
- 17 他の地方公共団体等に対する応援要請に関する事
- 18 ボランティア等の受入れに関する事
- 19 被災者生活再建支援法の適用の要請に関する事
- 20 災害弔慰金等支給法の適用に関する事
- 21 応急仮設住宅の基本方針に関する事
- 22 罹災証明書等の申請受付及び発行に関する事
- 23 家屋被害調査の調査計画に関する事
- 24 義援金品の募集及び配分に関する事
- 25 激甚災害の指定の要請に関する事
- 26 捜索収容班の編成に関する事
- 27 被災者支援策に関する事
- 28 指定避難所の集約及び閉鎖の方針に関する事
- 29 総合支援窓口の設置に関する事
- 30 災害復興本部の設置に関する事
- 31 災害対策に要する経費の処理に関する事
- 32 国会、政府関係に対する要望及び陳情に関する事
- 33 本部幹事会議からの進言事項に関する事
- 34 その他本部員又は区本部長から特に申出があった重要な災害対策に関する事
- 35 本部長又は副本部長からの指示事項に関する事

別表第2 本部幹事会議の所掌事務

1	各種情報の収集・報告
2	応急対策上重要な事項の協議・進言
3	本部指令（本部長の指示及び本部員会議の決定事項）の伝達等
4	緊急に処置すべき事項の決定・指示
5	軽易な事項の決定・指示
6	各部・区本部間の活動の連絡調整
7	幹事長が必要と認める事項の協議
8	その他幹事から特に申出があった重要な災害対策に関すること

別表第3

幹事長	防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）
副幹事長	防災危機管理局危機対策室課長
防災調整官	防災危機管理局危機対策課担当課長（危機対策に係る総合調整）
幹事	本部室事務局及び各部に属する部長、担当部長、課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長及び各部長が指名する者とする。

- （注）1 本部幹事会議は、本部の設置と同時に開会し、本部設置期間中を通じて開催する。
2 副幹事長は、幹事長に事故があるときその職務を代理する。

別表第4 各チームの名称、担当部署及び担当事務

区分	名称	担当部署	担当事務
チーム	広報・報道 チーム	庶務部、スポーツ市民部	報道機関等への情報提供及び住民広報・広聴に関すること
	応急対策 チーム	緑政土木部、消防部、上下水道部	応急措置及び緊急に処置すべき事項その他応急対策に関すること
	避難者対策 チーム	関係部	避難者対策に関すること
	連絡員 チーム	各部	災害対策本部等の各部との連絡調整に関すること
	物資 チーム	健康福祉部、経理部、経済部、観光文化交流部、環境部、子ども青少年部	災害救助用物資の供給に関すること
	帰宅支援 チーム	住宅都市部、交通部	帰宅困難者対策に関すること
	受援・広域連携 チーム	庶務部、スポーツ市民部、環境部、健康福祉部、子ども青少年部、住宅都市部、緑政土木部、学校部	他都市等への応援要請、受援及びオープンスペースの利用調整に関すること
プロジェクト チーム	救出救助・総合啓開 プロジェクトチーム	関係部	救出救助の重要局面に係る資源配分に関すること
	被災再建 プロジェクトチーム	関係部	被災者支援対策に関すること

- (注) 1 本部長の指示により、上記以外のチーム・プロジェクトチームを設置することができる。
- 2 幹事長の指示により、避難者対策チームの担当部署は災害応急対策の推移に合わせて指定するものとし、プロジェクトチームの担当部署はプロジェクトチームの設置時に指定する。
- 3 2 の他、幹事長の指示により、各チームを担当部署はその都度見直すことができる。

別表第5 チーム及びプロジェクトチームの構成員

区分	構成員	
チーム	チーム長	本部室事務局に属する課長又は担当課長の職にある者のうちから長事務局長が指名する者とする。
	チームリーダー	担当部署に属する課長補佐の職にある者のうちから事務局長又は主管部の部長が指名する者とする。
	チーム員	担当部署に属する職員のうちから事務局長又は各部長が指名する者とする。
プロジェクトチーム	プロジェクトチーム長	本部室事務局に属する課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする。
	プロジェクトチーム員	担当部署に属する部長、担当部長、課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長又は各部長が指名する者とする。

別表第6 本部室事務局の所掌事務

1	災害対策本部等の設置及び運営に関すること
2	防災活動体制、配備種別の指示及び伝達に関すること
3	気象警報等の収集及び伝達に関すること
4	避難指示等に関すること
5	防災行政無線の運用及び統制に関すること
6	サイレン、警鐘その他の防災信号の伝達に関すること
7	情報通信装置の維持管理及び応急復旧に関すること
8	災害対策本部等の対応状況等の取りまとめ及びその報告に関すること
9	他都市等への応援要請、受援状況の取りまとめに関すること
10	報道機関への情報提供及び住民広報に関すること
11	活動の記録及び資料の収集に関すること
12	名古屋市防災会議との連絡に関すること
13	災害救助法の適用及び激甚災害の指定の要請に関すること
14	国・県その他の防災関係機関との連絡調整に関すること
15	業務継続計画に関すること
16	災害対策本部等の各部との連絡調整に関すること
17	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に伴う事前避難に関すること
18	現地本部の設置に関すること
19	被害状況等の取りまとめ及び分析に関すること
20	災害対策本部等の区本部との連絡調整に関すること
21	各チームの運営に関すること
22	事務局長からの指示事項に関すること
23	その他重要な災害対策に関すること

別表第7

1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務

部 及 び 区 本 部 の 名 称	担 当 部 署	部 長 又 は 区 本 部 長	主 な 任 務
庶 務 部	総 務 局 市 長 室 監 査 事 務 局 人事委員会事務局 選挙管理委員会事務局 市 会 事 務 局	総 務 局 長	1 市庁舎の応急復旧並びに電源及び通信手段の確保に関すること 2 災害に関する各種情報の収集、整理に関すること 3 職員の動員及び配備に関すること 4 国等への要望に関すること 5 報道機関に対する連絡及び情報提供に関すること 6 放送、出版による広報に関すること 7 災害に対する議会活動に関すること
経 理 部	財 政 局 室 会 計 室	財 政 局 長	1 災害予算及び資金に関すること 2 緊急資機材、物品の調達及び借上げに関すること 3 車両の借上げ及び配車計画に関すること 4 調達及び救援物資の配布に関すること 5 所管公有財産の緊急使用に関すること 6 家屋被害調査の総合調整に関すること 7 市税の減免等に関すること 8 義援金の受付、受領及び保管に関すること 9 区本部への応援にかかる連絡調整に関すること
スポーツ市民 部	ス ポ ー ツ 市 民 局	ス ポ ー ツ 市 民 局 長	1 被災相談に関すること 2 一般ボランティアの受入れ、支援に関すること 3 生活関連物資等の価格安定に関すること 4 男女平等参画に関すること 5 指定避難所の管理運営協力に関すること（所管施設） 6 罹災証明書等の発行の総合調整に関すること
経 済 部	経 済 局	経 済 局 長	1 調達物資の確保、配布の準備に関すること 2 市場における物資の集荷及び分荷に関すること 3 商工業等の被害状況の調査に関すること 4 中小企業関係の融資に関すること
観 光 文 化 交 流 部	観 光 文 化 交 流 局	観 光 文 化 交 流 局 長	1 所管施設における利用者及び入場者の安全確保並びに被害状況の調査及び応急復旧に関すること 2 外国人の支援及び外国からの救援物資の受入れに関すること

部 及 び 区 本 部 の 名 称	担 当 部 署	部 長 又 は 区 本 部 長	主 な 任 務
環 境 部	環境局	環 境 局 長	1 ごみ・し尿の収集、処理、処分にすること 2 災害廃棄物の撤去、処理、処分にすること 3 有害物質の災害事故発生状況の把握及び測定に 関すること 4 環境保全対策にすること
健 康 福 祉 部	健康福祉局	健 康 福 祉 局 長	1 災害救助費負担金の申請にすること 2 物資の連絡調整にすること 3 備蓄物資の配布にすること 4 要配慮者対策にすること 5 一般ボランティアの受入れ、支援にすること 6 義援金の配分にすること 7 災害見舞金、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支 給にすること 8 被災者生活再建支援金の支給にすること 9 災害援護資金の貸付にすること 10 病院等診療機関の被災状況の調査始め診療機能 情報の収集・提供にすること 11 医療関係機関等との連絡調整にすること 12 医療救護活動にすること 13 食品衛生・感染症予防にすること 14 保健衛生にすること 15 遺体の検案、輸送、火葬にすること
子 ど も 青 少 年 部	子ども青少年局	子 ど も 青 少 年 局 長	1 児童の被害状況の把握及び安全確保にすること 2 児童福祉施設等の被害状況の調査及び応急復旧 にすること 3 調達物資の確保、配布の準備にすること 4 救援物資の受入れ、配布にすること
住 宅 都 市 部	住宅都市局	住 宅 都 市 局 長	1 水上輸送の確保にすること 2 市街地復興計画にすること 3 応急仮設住宅の供与にすること 4 被災住宅の応急修理にすること 5 被災建築物の復旧に関する指導及び相談に関す ること 6 市有建築物の復旧にすること 7 市営住宅の応急修理にすること 8 災害公営住宅の整備にすること 9 独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅 融資にすること

部 及 び 区 本 部 の 名 称	担 当 部 署	部 長 又 は 区 本 部 長	主 な 任 務
緑 政 土 木 部	緑政土木局	緑 政 土 木 局 長	1 水防活動に関すること 2 道路、橋梁、河川、急傾斜地等の被害状況の調査及び応急復旧に関すること 3 緊急輸送道路及び緊急陸上輸送ルート確保に関すること 4 公園施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること 5 農業関係、畜水産関係の被害状況の調査に関すること 6 米穀の調達要請及び取扱機関との連絡調整に関すること 7 農林漁業関係の融資の相談に関すること
学 校 部	教育委員会 事 務 局	教 育 長	1 園児、児童及び生徒の被害状況の把握及び安全確保に関すること 2 学校施設・社会教育施設等の応急復旧に関すること 3 被災後の学校教育の実施に関すること 4 教科書、その他学用品等の配給に関すること 5 指定避難所の管理運営協力に関すること（所管施設）
消 防 部	消 防 局	消 防 局 長	1 消火・救急・救助活動に関すること 2 水防活動に関すること 3 航空輸送の確保に関すること 4 火災予防及び消防広報に関すること 5 り災証明（火災によるもの）に関すること
上 下 水 道 部	上下水道局	上 下 水 道 局 長	1 水道水・工業用水の供給に関すること 2 水道施設、工業用水道施設、下水道施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること 3 下水の排水及び処理作業に関すること 4 水防活動に関すること
交 通 部	交通局	交通局 長	1 市営交通機関の運行の確保に関すること 2 市営交通施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること

部 及 び 区 本 部 の 名 称	担 当 部 署	部 長 又 は 区 本 部 長	主 な 任 務
区 本 部	区 役 所	区 長	1 区の区域に係る災害対策の総合調整に関すること 2 区内の被害状況の調査に関すること 3 情報の収集及び伝達に関すること 4 避難の指示等の実施及び連絡調整に関すること 5 避難者の誘導及び収容に関すること 6 指定避難所の開閉及び管理運営に関すること 7 災害救助地区本部との連絡調整に関すること 8 遺体の捜索、収容及び遺体安置所の管理運営に関すること 9 要配慮者対策の実施に関すること 10 調達及び救援物資の受入れ及び配布に関すること 11 災害に関する広報・広聴に関すること 12 一般ボランティアの受入れ、支援に関すること 13 災害見舞金等の支給の協力に関すること 14 罹災証明書等の発行に関すること 15 医療救護・保健衛生に関すること

2 各部・区本部共通の任務

- 1 職員の参集・配備状況の把握及び動員計画に関すること
- 2 被害状況の収集及び報告に関すること
- 3 所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること
- 4 指定避難所の管理運営協力に関すること
- 5 各種協定に基づく応援要請に関すること
- 6 住民説明会に関すること
- 7 国、国会議員等からの視察受け入れに関すること

3 全庁体制で取り組む任務

- 1 遺体の捜索、収容、管理及び輸送に関すること
- 2 物資の仕分け及び配布に関すること
- 3 指定避難所の管理に関すること
- 4 応急仮設住宅の供与に関すること
- 5 罹災証明書等の発行に関すること
- 6 義援金の交付に関すること
- 7 要配慮者対策に関すること
- 8 総合支援窓口の運営に関すること
- 9 その他一時に大量処理が必要な任務に関すること

左記任務は、災害対策本部本部員会議の決定に基づき、各部・区本部の動員職員の協力体制により行う。

別表第8 名古屋市災害対策本部各部の各班の任務一覧表 (1/21)

庶務部

担当部署	総務局、市長室、監査事務局、人事委員会事務局、選挙管理委員会事務局 市会事務局
部長	(総務局長)
副部長	担当局長(企画調整)、担当局長(市立大学)、行政DX推進部長、職員部長、 企画部長、総合調整部長、アジア・アジアパラ競技大会推進部長、市長室長、 市長室次長、監査事務局長、人事委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長、 市会事務局長、市会事務局次長
班 (担当課)	分 担 任 務
総 務 班 (総 務 局 総 務 課)	1 本部室との連絡に関すること 2 部内業務計画の総合調整及び活動計画に関すること 3 部内各班との連絡及び情報の伝達に関すること 4 部内の被害状況の取りまとめに関すること 5 部内職員の参集状況の把握に関すること 6 部内遊動隊要員の把握に関すること 7 市庁舎の応急復旧及び被害状況の把握に関すること 8 電源及び通信手段の確保に関すること 9 部内分担任務に係る他班への指示に関すること 10 他都市等への応援要請、受援状況の取りまとめに関すること 11 その他部内他班に属さないこと
秘 書 班 (秘 書 課)	1 総務班との連絡に関すること 2 本部長及び副本部長の秘書に関すること 3 国及び他の地方公共団体等からの災害視察者、見舞者の接遇に関する こと
広 報 班 (広 報 課)	1 報道機関に対する連絡及び情報提供に関すること 2 被害写真、記録映画等の制作に関すること 3 放送、出版による広報に関すること
遊 動 班 (行 政 改 革 推 進 課) (法 制 課) (総 合 調 整 課) (アジア・アジアパラ競技大会推進課) (空 港 対 策 課) (職 員 共 済 組 合)	1 部内他班及び他部の応援に関すること 2 所管施設の応急復旧及び被害状況の把握に関すること
特 命 班 (企 画 課) (大 都 市 ・ 広 域 行 政 推 進 課) (統 計 課) (市 立 大 学 課)	1 部内他班及び他部の応援に関すること(特命) 2 所管施設の応急復旧及び被害状況の把握に関すること
職 員 班 (人 事 課) (コンプライアンス推進課) (給 与 課) (安 全 衛 生 課)	1 職員の配備状況の取りまとめに関すること 2 各部の遊動隊要員の把握に関すること 3 遊動隊要員の動員及び就業計画に関すること 4 所管施設等の応急復旧及び被害状況の把握に関すること 5 職員食堂による給食に関すること 6 他都市等への応援要請、受援状況の取りまとめに関すること

別表第8 名古屋市災害対策本部各部の各班の任務一覧表 (2/21)

班 (担当課)	分 担 任 務
情報システム班 (デジタル改革推進課)	1 災害対策本部における情報通信ネットワークの状況把握に関する こと 2 庁内イントラ等所管電算システム及びネットワークの保全に関する こと 3 所管施設等の応急復旧及び被害状況の把握に関すること
市政資料館班 (市政資料館)	1 来訪者等の安全確保に関すること 2 所管施設等の応急復旧及び被害状況の把握に関すること
遊 動 班 〔 監 査 事 務 局 〕 〔 監 査 管 理 課 〕 (事 務 監 査 課) (工 事 監 査 課)	1 部内他班及び他部の応援に関すること 2 所管施設等の応急復旧及び被害状況の把握に関すること
遊 動 班 〔 人 事 委 員 会 〕 〔 事 務 局 〕 〔 審 査 課 〕 (任 用 課)	1 所管施設等の応急復旧及び被害状況の把握に関すること 2 部内他班及び他部の応援に関すること
遊 動 班 〔 選 挙 管 理 委 員 会 〕 〔 事 務 局 〕	1 部内他班及び他部の応援に関すること 2 所管施設等の応急復旧及び被害状況の把握に関すること
議 会 連 絡 班 〔 市 会 事 務 局 〕 〔 総 務 課 〕 (議 事 課) (調 査 課)	1 市議員との連絡に関すること 2 所管施設等の応急復旧及び被害状況の把握に関すること

別表第8 名古屋市災害対策本部各部の各班の任務一覧表 (3/21)

経理部

担当部署 (会計室、財政局) 部 長 (財政局長) 副 部 長 (会計管理者、担当局長(契約管理)、税務監、財政部長、担当部長(資産経営)、 契約部長、税務部長、会計課長)	
班 (担 当 課)	分 担 任 務
総 務 班 (総 務 課) (財 政 課) (資 金 課)	1 本部室及び他部との連絡に関する事 2 部内業務計画の総合調整及び活動計画に関する事 3 部に属する情報の取りまとめ及び報告に関する事 4 災害予算及び資金に関する事 5 災害に伴う財政計画及び財政に関する政府機関等との連絡に関する事 6 部内他班に属さないこと
出 納 班 (会 計 課)	1 災害関係経費の収支に関する事 2 義援金の受付、受領及び保管に関する事 3 物資集配拠点の運営に関する事
管 財 班 (財 産 管 理 課) (資 産 経 営 課)	1 所管公有財産の災害予防及び応急復旧に関する事 2 所管公有財産の緊急使用に関する事
調 達 班 (契 約 監 理 課) (契 約 課)	1 緊急資機材、物品の調達及び借上げに関する事 2 車両の借上げ及び配車計画に関する事
税 務 班 (税 制 課) (税務システム推進課) (市 民 税 課) (固 定 資 産 税 課) (収 納 対 策 課) (収納管理・特別徴収事務センター)	1 家屋被害調査の総合調整に関する事 (他都市等への応援要請、 受援状況の取りまとめを含む)。 2 災害に伴う市税減免等の企画、指導に関する事
市 税 事 務 所 班 (各 市 税 事 務 所)	1 区本部への応援にかかる連絡調整に関する事 2 家屋被害調査に関する事

別表第8 名古屋市災害対策本部各部の各班の任務一覧表 (4/21)

スポーツ市民部

担当部署 (スポーツ市民局) 部長 (スポーツ市民局長) 副部長 (地域振興部長、人権施策推進部長、市民生活部長、スポーツ推進部長)	
班 (担当課)	分 担 任 務
総 務 班 (総 務 課)	1 本部室及び他部との連絡に関する事 2 部内業務計画の総合調整及び活動計画に関する事 3 部に属する情報の取りまとめ及び報告に関する事 4 他都市等への応援要請、受援状況の取りまとめに関する事 5 部内他班に属さないこと
各 区 情 報 班 (区 政 課) (住 民 課)	1 区の情報収集に関する事 2 所管施設の情報収集に関する事 3 罹災証明書等の発行の総合調整に関する事
ボ ラ ン テ ィ ア 班 (地 域 振 興 課) (市民活動推進センター)	1 一般ボランティアの受入れ、支援に関する事 2 本部室及び他班との状況共有に関する事
施 設 班 (人権施策推進課) (なごや人権啓発センター) (西文化センター) (中文化センター)	1 利用者及び入場者の安全確保に関する事 2 部内他班の応援に関する事 3 所管施設の防災に関する事
市 民 生 活 班 (地域安全推進課) (男女平等参画推進課) (消費生活課)	1 部内他班の応援に関する事 2 災害時における男女平等参画の視点に立った相談窓口の設置に関する事 3 災害に乗じた事業者の不適正な取引行為の防止に関する事 4 生活関連物資等の価格安定に関する事
相 談 班 (広 聴 課) (市 政 情 報 課)	1 総合被災相談に関する事
ス ポ ー ツ 班 (スポーツ振興課) (スポーツ施設課) (スポーツ戦略課)	1 スポーツ施設の被害状況の調査に関する事 2 スポーツ施設の応急普及の応援体制の確保及び復旧計画に関する事

別表第8 名古屋市災害対策本部各部の各班の任務一覧表 (5/21)

経済部

担当部署 (経済局) 部 長 (経済局長) 副 部 長 (産業労働部長、商業・流通部長、イノベーション推進部長)	
班 (担 当 課)	分 担 任 務
総 務 班 (総 務 課)	1 本部室及び他部との連絡に関すること 2 部内業務計画の総合調整及び活動計画に関すること 3 部に属する情報の取りまとめ及び報告に関すること 4 部内他班に属さないこと
調 査 班 (産 業 企 画 課) (労 働 企 画 課) (中 小 企 業 振 興 課) (次 世 代 産 業 振 興 課) (スタートアップ支援課) (産 業 立 地 交 流 課)	1 産業の被害状況の調査及び取りまとめに関すること 2 商店街、小売市場その他商工業等の被害状況の調査に関すること 3 被災中小企業に対する金融措置並びに経営の指導及び相談に関すること 4 部内他班の応援に関すること 5 所管施設の防災に関すること
復 旧 指 導 班 (工 業 研 究 所)	1 被災工場の機械その他の施設の応急復旧に関する指導及び相談に関すること 2 所管施設の防災に関すること
流 通 班 (地 域 商 業 課) (市 場 流 通 課)	1 災害対策本部物資班の運営に関すること 2 災害対策本部物資班における調達物資の確保、配布の準備及び物資集配拠点の運営に関すること 3 流通班に係る広報資料の取りまとめに関すること
市 場 班 (本 場) (北 部 市 場) (南 部 市 場)	1 青果物、鮮魚、塩干物、漬物、鶏卵、食肉その他生鮮食料品の緊急集荷及び分荷に関すること 2 班の所管に関する品目の価格安定に関する広報資料の収集及び作成に関すること 3 所管施設の防災に関すること

別表第 8 名古屋市災害対策本部各部の各班の任務一覧表 (6/21)

観光文化交流部

担当部署 (観光文化交流局)	
部 長 (観光文化交流局長)	
副 部 長 (担当部長 (都市魅力・国際都市化)、観光交流部長、文化歴史まちづくり部長)	
班 (担 当 課)	分 担 任 務
総 務 班 (総 務 課)	1 本部室及び他部との連絡に関する事 2 部内業務計画の総合調整及び活動計画に関する事 3 部に属する情報の取りまとめ及び報告に関する事 4 部内他班に属しない事
観 光 交 流 班 (観 光 推 進 課) (国 際 交 流 課)	1 所管公社・施設との連絡調整に関する事 2 外国人の支援に関する事 3 外国人からの救援物資の受入れに関する事
物 資 班 (国 際 交 流 課) (M I C E 推 進 課)	1 所管施設との連絡調整に関する事 2 物資集配拠点の運営に関する事 3 外国からの救援物資の受入れに関する事
文化歴史まちづくり班 (文化芸術推進課) (歴史まちづくり推進課)	1 所管公社・施設との連絡調整に関する事
名 古 屋 城 班 (名古屋城総合事務所)	1 利用者及び入場者の安全確保に関する事 2 所管施設の防災に関する事

別表第8 名古屋市災害対策本部各部の各班の任務一覧表 (7/21)

環境部

担当部署 (環境局) 部 長 (環境局長) 副 部 長 (担当局長(環境都市推進)、環境企画部長、資源循環部長、地域環境対策部長、事業部長、施設部長、担当部長(技術))	
班 (担 当 課)	分 担 任 務
総 務 班 (総 務 課) (職 員 課) (環 境 企 画 課) (脱炭素社会推進課)	1 本部室及び他部との連絡に関すること 2 部に属する情報の取りまとめ及び報告に関すること 3 部内業務計画の総合調整及び活動計画に関すること 4 他都市等への応援要請、受援状況の取りまとめに関すること 5 部内他班に属さないこと
地 域 環 境 対 策 班 (地 域 環 境 対 策 課) (大 気 環 境 対 策 課) (公 害 保 健 課) (環境科学調査センター)	1 有害物質の災害事故発生状況の把握及び測定に関すること 2 所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること
作 業 班 (資 源 循 環 企 画 課) (資 源 循 環 推 進 課)	1 災害廃棄物処理対策部の運営に関すること 2 災害時特別作業計画に関すること 3 災害廃棄物処理実行計画に関すること 4 災害用トイレに関すること
環 境 隊 (各 環 境 事 業 所)	1 所管施設の被害状況の把握に関すること 2 所管施設の応急復旧に関すること 3 区本部及び関係区隊との連絡に関すること 4 区内の収集及び搬送条件に係る現況調査に関すること 5 所管区域の災害廃棄物の収集運搬に関すること
施 設 班 (施 設 課) (処 分 場) (工 場 課) (各 工 場)	1 所管施設の被害状況の把握に関すること 2 所管施設の応急復旧に関すること 3 災害廃棄物の処理、再利用、処分に関すること 4 損壊建物等の解体・撤去に関すること 5 災害廃棄物の仮置場の設置に関すること

別表第8 名古屋市災害対策本部各部の各班の任務一覧表 (8/21)

健康福祉部

担当部署 (健康福祉局) 部 長 (健康福祉局長) 副 部 長 (担当局長 (医務) 医監、担当局長 (地域共生社会推進)、高齢福祉部長、障害福祉部長、生活福祉部長、健康部長、生活衛生部長、担当部長 (医療連携推進))	
班 (担 当 課)	分 担 任 務
総 務 班 (総 務 課) (職 員 課) (監 査 課)	1 本部室、他部及び関係機関との連絡に関すること 2 部内業務計画の総合調整及び活動計画に関すること 3 部に属する情報の取りまとめ及び報告に関すること 4 災害救助費負担金の申請に関すること 5 災害見舞金並びに災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関すること 6 被災者生活再建支援金の支給に関すること 7 災害援護資金の貸付に関すること 8 他都市等への応援要請、受援状況の取りまとめに関すること 9 部内他班に属さないこと
要 配 慮 者 班 (高 齢 福 祉 課) (地 域 ケ ア 推 進 課) (介 護 保 険 課) (障 害 企 画 課) (障 害 者 支 援 課)	1 在宅要配慮高齢者及び障害者の被災状況の把握に関すること 2 在宅要配慮高齢者及び障害者に対する福祉サービス提供の調整に関すること 3 市・区社会福祉協議会との連絡・調整及び市災害ボランティアセンターの運営その他ボランティア活動に関してスポーツ市民部が行う業務への協力に関すること 4 義援金の配分に関すること 5 所管施設の応急復旧及び被害状況の把握等に関すること
物 資 調 整 班 (保 険 年 金 課)	1 災害対策本部物資班における物資の連絡調整に関すること
備 蓄 物 資 班 (保 護 課) (医 療 福 祉 課)	1 災害対策本部物資班における備蓄物資の払出及び物資集配拠点の運営に関すること 2 所管施設の応急復旧及び被害状況の把握等に関すること
保 健 医 療 班 (保 健 医 療 課) (医 療 連 携 推 進 課) (感 染 症 対 策 課)	1 医療・助産救護活動計画に関すること 2 市立大学、市医師会・市歯科医師会への応援要請及び活動計画に関すること 3 応援医療救護班の配置についての保健センター班との調整に関すること 4 傷病者の病院間の転院搬送の調整に関すること 5 災害医療活動拠点との連絡調整に関すること 6 災害拠点病院との連絡調整に関すること 7 医療関係等ボランティアに関すること (他班に属するものを除く)。 8 保健医療調整会議に関すること 9 感染症対策に関すること

別表第8 名古屋市災害対策本部各部の各班の任務一覧表 (9/21)

班 (担当課)	分 担 任 務
健康増進班 (健康増進課)	1 応援保健師の配置についての保健センター班との調整に関するこ と 2 歯科医療救護活動の取りまとめに関すること 3 栄養相談・指導の取りまとめに関すること 4 歯科医師等の配置についての保健センター班との調整に関するこ と（ボランティアを含む）。 5 災害時要配慮者（配慮の必要な高齢者・寝たきり者・乳幼児等） の保健活動に関すること 6 メンタルヘルス・ケア及び応援精神科医師・PSW 等（ボランティア を含む）の配置についての保健センター班との調整に関すること 7 遺体の検案に関すること
生活環境班 (環境業務課) (食品衛生課)	1 環境衛生に関すること 2 医薬品・衛生材料等の連絡調整に関すること 3 市薬剤師会への応援要請及び活動計画に関すること 4 応援薬剤師（ボランティアを含む）に関すること 5 火葬に関すること 6 遺体の輸送に関すること 7 食品衛生に関すること 8 動物の保護・管理に関すること
公 所 班 (各 公 所)	1 施設の災害予防及び応急復旧に関すること 2 施設の被害状況の把握に関すること 3 福祉避難所の管理運営の協力に関すること（避難所指定施設以外 の社会福祉施設） 4 被災入所者の輸送等に関すること（社会福祉施設） 5 施設通所者の被災状況の把握に関すること（社会福祉施設） 6 要配慮者の受け入れに関すること（社会福祉施設） (精神保健福祉センター) 1 メンタルヘルス・ケアの実施に関すること (八事霊園・斎場) 1 遺体火葬に関すること (感染症対策・調査センター（衛生研究所業務課）) 1 消毒活動に関すること 2 患者移送に関すること (食品衛生検査所) 1 中央卸売市場本場を流通する食品の監視指導等に関すること (動物愛護センター) 1 動物の保護・管理に関すること (食肉衛生検査所) 1 と畜場内の衛生保持等に関すること

別表第8 名古屋市災害対策本部各部の各班の任務一覧表 (10/21)

子ども青少年部

担当部署 (子ども青少年局) 部 長 (子ども青少年局長) 副 部 長 (担当局長 (子ども未来企画)、子育て支援部長、保育部長、子ども未来企画部長)	
班 (担 当 課)	分 担 任 務
総 務 班 (総 務 課) (企 画 経 理 課)	1 本部室、他部及び関係機関との連絡に関する事 2 部内業務計画の総合調整及び活動計画に関する事 3 部に属する情報の取りまとめ及び報告に関する事 4 他都市等への応援要請、受援状況の取りまとめに関する事 5 部内他班に属さないこと
物 資 班 (子 育 て 支 援 課) (子 ど も 福 祉 課) (保 育 企 画 室) (保 育 運 営 課) (子ども未来企画室) (青 少 年 家 庭 課) (放課後事業推進室)	1 災害対策本部物資班における調達物資の確保、配布及び物資集配拠点の運営に関する事 2 救援物資の受入れ、配布に関する事 3 所管施設の応急復旧及び被害状況の把握等に関する事
公 所 班 (各 公 所)	1 施設の災害予防及び応急復旧に関する事 2 施設の被害状況の把握に関する事 3 施設利用者の安全確保に関する事 4 福祉避難所の管理運営の協力に関する事 (避難所指定施設以外の社会福祉施設) 5 被災入所者の輸送等に関する事 (社会福祉施設) 6 施設通所者の被災状況の把握に関する事 (社会福祉施設) 7 要配慮者の受け入れに関する事 (社会福祉施設) 8 避難所の管理運営の協力に関する事 (避難所指定施設)

別表第8 名古屋市災害対策本部各部の各班の任務一覧表 (11/21)

住宅都市部

担当部署 部長 副部長 (住宅都市局) (住宅都市局長) (担当局長(都市整備)、担当局長(まちづくり推進) 都市計画部長、担当部長(交通企画・モビリティ都市推進)、営繕部長、建築指導部長、住宅部長、市街地整備部長、まちづくり企画部長、リニア関連都心開発部長、担当部長(栄開発等)、担当部長(名駅開発等))	
班 (担当課)	分 担 任 務
総 務 班 (総 務 課) (企 画 経 理 課)	1 本部室及び他部との連絡に関する事 2 部内業務計画の総合調整及び活動計画に関する事 3 部に属する情報の取りまとめ及び報告に関する事 4 部内の資材等の確保に関する事 5 所管公社等との連絡調整に関する事 6 他都市等への応援要請、受援状況の取りまとめに関する事 7 部内他班に属さないこと
都 市 計 画 班 (都 市 計 画 課) (街 路 計 画 課) (ウォーカーブル・景観推進課) (交通企画・モビリティ都市推進課) (交 通 事 業 推 進 課)	1 復旧計画のための情報収集に関する事 2 所管施設の災害予防及び応急復旧に関する事 3 市街地復興計画に関する事 4 所管公社等との連絡調整に関する事
営 繕 班 (監 理 指 導 課) (企 画 保 全 課) (営 繕 課) (住 宅 ・ 教 育 施 設 課) (設 備 課)	1 市有建築物及びその附帯設備の応急復旧に関する事 2 応急仮設住宅の建設工事に関する事 3 所管工事現場の被害状況の把握及び応急復旧に関する事 4 災害公営住宅の建設工事に関する事
建 築 指 導 班 (建 築 指 導 課) (開 発 指 導 課) (建 築 審 査 課) (建 築 安 全 推 進 課)	1 被災建築物の危険防止措置の指導に関する事 2 被災建築物の復旧に関する指導及び相談に関する事 3 独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資に関する事 4 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定に関する事 5 開発行為に関する災害予防及び復旧の指導、監督に関する事
住 宅 班 (住 宅 企 画 課) (住 宅 整 備 課) (住 宅 管 理 課)	1 応急仮設住宅の建設計画及び管理に関する事 2 住宅の応急修理及び住宅内障害物の除去に関する事 3 市営住宅及び共同施設の被害状況の調査報告並びに応急修復に関する事 4 災害公営住宅の建設計画に関する事 5 名古屋市住宅供給公社との連絡調整に関する事
市 街 地 整 備 班 (市 街 地 整 備 課) (名古屋競馬場跡地開発推進課) (耐 震 化 支 援 課) (大曽根北・筒井都市整備事務所) (緑 都 市 整 備 事 務 所)	1 土地区画整理組合事業に関する災害予防及び復旧の指導、監督に関する事 2 所管施設の災害予防及び応急復旧に関する事 3 工事現場の被害状況の把握に関する事 4 所管施設の被害状況の報告に関する事 5 部内他班の応援に関する事 6 所管公社等との連絡調整に関する事
ま ち づ く り 企 画 班 (まちづくり企画課) (名 港 開 発 振 興 課)	1 水上輸送に関し名古屋港管理組合との連絡調整に関する事 2 所管施設の災害予防及び応急復旧に関する事 3 工事現場の被害状況の把握に関する事 4 所管施設の被害状況の報告に関する事 5 部内他班の応援に関する事 6 所管公社等との連絡調整に関する事

リニア関連都心開発班 （都心まちづくり課） （リニア関連・名駅周辺開発推進課） （名駅ターミナル整備課） （ささしまライブ24総合整備事務所）	1 民間再開発事業等に関する災害予防及び復旧の指導、監督に関すること 2 所管施設の災害予防及び応急復旧に関すること 3 工事現場の被害状況の把握に関すること 4 所管施設の被害状況の報告に関すること 5 部内他班の応援に関すること 6 所管公社等との連絡調整に関すること
---	---

別表第8 名古屋市災害対策本部各部の各班の任務一覧表 (12/21)

緑政土木部

担当部署 (緑政土木局) 部 長 (緑政土木局長) 副 部 長 (担当局長 (道路・河川))	
班 (担 当 課)	分 担 任 務
総 務 班 (総 務 課) (企 画 経 理 課) (技 術 指 導 課) (用 地 管 理 課) (道 路 利 活 用 課) (測 量 調 査 課) (用 地 補 償 課)	1 本部室及び他部との連絡に関すること 2 部内業務計画の総合調整及び活動計画に関すること 3 部に属する情報の取りまとめ及び報告に関すること 4 水防対策の企画運営及び水防技術の指導に関すること 5 部内他班に属しないこと 6 部内他班隊、他部、他公共団体、国等の応援要員に関すること 7 他都市等への応援要請、受援状況の取りまとめに関すること 8 部所管公共施設の被害状況その他各種情報の収集及び報告に関すること
道 路 復 旧 班 (道 路 管 理 課) (自 転 車 利 用 課) (道 路 建 設 課) (橋 梁 施 設 課) (道 路 維 持 課)	1 道路施設の復旧に関すること 2 橋梁の復旧に関すること 3 応急復旧に係る人員及び資機材の確保に関すること 4 外部機関との連絡調整に関すること 5 部内他班隊、他部、他公共団体、国等の応援要員に関すること
河 川 復 旧 班 (河 川 管 理 課) (河 川 計 画 課) (河 川 工 務 課)	1 名古屋市防災会議(水防)に関すること 2 河川等の状況把握及び応急措置に関すること 3 応急復旧に係る人員及び資機材の確保に関すること 4 部内他班隊、他部、他公共団体、国等の応援要員に関すること
農 政 班 (都 市 農 業 課)	1 米穀の調達要請及び取扱機関との連絡調整に関すること 2 農業共済対象物の被害状況の調査に関すること 3 被災補償に係る農業共済関連機関の連絡調整に関すること 4 所管施設の被害予防及び応急復旧に関すること 5 農業用施設の被害状況の調査に関すること 6 農業用施設の災害予防及び応急復旧に関すること 7 土地改良区等との連絡調整に関すること 8 土地改良区等に対する復旧指導に関すること 9 農業、畜産、水産関係の被害状況の調査に関すること 10 農業、畜産業、水産業諸団体との連絡及び復旧指導に関すること 11 苗、種子及び飼料等生産資材の確保、斡旋に関すること 12 家畜の防疫に関すること 13 部内他班隊、他部、他公共団体、国等の応援要員に関すること
緑 地 班 (緑 地 管 理 課) (緑 地 利 活 用 課) (緑 地 維 持 課) (緑 地 事 業 課)	1 公園のパトロールに関すること 2 所管施設(公園施設、占有物件)の被害状況の調査に関すること 3 公園施設の災害予防及び応急復旧に関すること 4 街路樹・街園の災害予防及び応急復旧に関すること 5 応急復旧に係る人員及び資機材の確保に関すること 6 部内他班隊、他部、他公共団体、国等の応援要員に関すること

別表第8 名古屋市災害対策本部各部の各班の任務一覧表 (13/21)

班 (担当課)	分 担 任 務
土 木 隊 (各土木事務所)	1 道路、橋梁、河川等の被害状況調査に関すること 2 各種情報の収集及び報告に関すること 3 資機材等の調達に関すること 4 危険回避のための道路の通行禁止又は制限に関すること 5 道路、橋梁、河川等の応急復旧に関すること 6 区本部及び関係区隊との連絡に関すること 7 急傾斜地崩壊災害対策計画にある土砂災害危険箇所周辺の巡視警戒。 8 部内他班隊、他部、他公共団体、国等の応援要員に関すること
ポ ン プ 施 設 班 (ポンプ施設管理事務所)	1 所管ポンプ所の主要施設及び排水機能の被害状況調査に関すること 2 各種情報の収集及び報告に関すること 3 資機材等の調達に関すること 4 排水ポンプ施設の応急復旧に関すること 5 部内他班隊、他部、他公共団体、国等の応援要員に関すること
東 山 総 合 公 園 班 (管 理 課) (再 生 整 備 課) (東 山 動 物 園) (東 山 植 物 園)	1 所管施設の災害予防及び応急復旧に関すること 2 所管施設の被害状況の把握に関すること 3 部内他班隊、他部、他公共団体、国等の応援要員に関すること

別表第8 名古屋市災害対策本部各部の各班の任務一覧表 (14/21)

学校部

担当部署 (教育委員会事務局) 部 長 (教育長) 副 部 長 (教育次長、学校づくり推進監、総務部長、教務部長、新しい学校づくり推進部長、担当部長 (子ども応援委員会)、教育支援部長、生涯学習部長)	
班 (担 当 課)	分 担 任 務
総 務 班 (総 務 課) (人 権 教 育 室)	1 本部室及び他部との連絡に関する事 2 部内業務計画の総合調整及び活動計画に関する事 3 部に属する情報の取りまとめ及び報告に関する事 4 部内遊動隊要員の把握に関する事 5 他都市等への応援要請、受援状況の取りまとめに関する事 6 部内他班に属さない事
企 画 班 (企 画 経 理 課)	1 応急教育にかかる広報に関する事 2 教育関係の災害統計に関する事
整 備 班 (教 育 環 境 整 備 課)	1 部内他班の応援に関する事
施 設 班 (学 校 施 設 課)	1 学校施設の被害状況の調査に関する事 2 学校施設の応急復旧計画に関する事
教 職 員 班 (教 職 員 課)	1 各学校(園)長への非常配備体制の指示、伝達に関する事 2 各学校(園)の職員の配備状況の取りまとめに関する事 3 各学校(園)及び保護者等との連絡に関する事
学 事 班 (学 事 課)	1 被災児童・生徒に対する学用品等の配給計画に関する事 2 学校設備品の応急復旧計画に関する事
学 校 づ く り 班 (新しい学校づくり推進課)	1 所管施設の応急復旧に関する事 2 所管施設の被害状況等の報告に関する事
応 援 班 (子 ど も 応 援 課)	1 被災後における学校相談業務に関する事 2 スクールカウンセラー等の応援体制の確保に関する事
指 導 班 (義 務 教 育 課) (高 等 学 校 教 育 課) (特 別 支 援 教 育 課)	1 園児、児童及び生徒の被害状況の把握に関する事 2 被災後における学校教育の実施に関する事 3 被災児童・生徒に対する教科書の配給に関する事 4 所管施設の応急復旧に関する事 5 所管施設の被害状況等の報告に関する事
D X 班 (学 校 D X 推 進 課)	1 部内他班の応援に関する事
保 健 班 (学 校 保 健 課)	1 園児、児童及び生徒の被害状況とその処置状況の把握に関する事 2 園児、児童及び生徒の医療・防疫に関する事 3 給食施設・設備の被害状況の把握及び利用計画に関する事 4 学校給食物資の確保に関する事

生涯学習班 (生涯学習課)	1 社会教育施設の被害状況の調査に関すること 2 社会教育施設の応急復旧の応援体制の確保及び復旧計画に関すること
------------------	---

別表第8 名古屋市災害対策本部各部の各班の任務一覧表 (15/21)

班 (担当課)	分 担 任 務
部 活 動 班 (部活動振興課)	1 所管施設の応急復旧に関すること 2 所管施設の被害状況等の報告に関すること
文 化 財 班 (文化財保護課)	1 指定文化財の被災状況の調査及び救出、二次的被災による散逸の回避に関すること 2 所管施設の被害状況の調査に関すること 3 所管施設の応急復旧体制の確保及び復旧計画に関すること
学 校 班 (各幼稚園) (各学校)	1 園児、児童及び生徒の安全確保に関すること 2 所管施設の応急復旧に関すること 3 所管施設の被害状況等の報告に関すること 4 指定避難所の管理運営協力に関すること(所管施設)
公 所 班 (各公所)	1 施設利用者の安全確保に関すること 2 所管施設の応急復旧に関すること 3 所管施設の被害状況等の把握に関すること 4 指定避難所の管理運営協力に関すること(所管施設)

別表第8 名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表 (16/21)

消防部

担当部署 (消防局) 部 長 (消防局長) 副 部 長 (次長、総務部長、予防部長、消防部長、救急部長、消防学校長)	
班 (担 当 課)	分 担 任 務
総 務 班 (総 務 課) (職 員 課) (施 設 課)	1 部に属する総合的活動状況のとりまとめ及び報告に関すること 2 部内計画の総合調整に関すること 3 職員の厚生及び公務災害に関すること 4 資機材及び物資の調達に関すること 5 庁舎等施設の保守に関すること 6 消防装備の運用指導及び応急整備に関すること 7 人員及び資機材等の輸送に関すること 8 部内他班への応援の調整に関すること 9 他都市から応援部隊の対応に関すること 10 部内他班に属しないこと
予 防 班 (予 防 課) (規 制 課)	1 火災予防及び消防広報に関すること 2 災害情報の調査及び記録並びに資料の作成に関すること 3 消防隊の活動状況の調査及び記録並びに資料の作成に関すること 4 防火対象物の状況調査及び記録並びに資料の作成に関すること 5 消防隊情報連絡員に関すること 6 地震防災応急対策の実施状況の把握に関すること 7 り災証明(火災によるものに限る。)に関すること
消 防 班 (消 防 課) (消 防 団 課)	1 消防本部室の運営に関すること 2 消防部隊の運用及び統制の助言に関すること 3 消防職員及び消防団員の非常参集に関すること 4 現場活動状況の調査及び記録並びに資料の作成に関すること 5 資機材の確保及び管理に関すること
指 令 班 (指 令 課)	1 消防部隊の運用及び統制並びにその記録に関すること 2 非常災害に関する情報の収集及び提供に関すること 3 消防通信の運用及び統制に関すること
救 急 班 (救 急 課) (救急救命研修所)	1 救急病院の収容体制等の把握に関すること 2 応急的な救護所の設置状況等の把握に関すること 3 救急活動の状況の掌握に関すること 4 消防本部室の運営支援に関すること 5 非常災害活動に関すること
本 部 機 動 班 (本 部 機 動 部 隊)	1 非常災害活動に関すること 2 特定災害活動方針の策定に関すること 3 消防本部室の運営支援に関すること 4 所管の施設等の管理に関すること
航 空 班 (消 防 航 空 隊)	1 非常災害活動に関すること 2 航空機による情報収集、広報及び輸送に関すること 3 市長及び副市長の緊急登庁に関すること 4 所管の施設等の管理に関すること
学 校 班 (消 防 学 校)	1 非常災害現場への出動その他の特別任務に関すること 2 所管の施設等の管理に関すること

別表第 8 名古屋市災害対策本部各部の各班の任務一覧表 (17/21)

班 (担 当 課)	分 担 任 務
消 防 隊 (各 消 防 署)	総務班（総務課・予防課）
	1 消防隊本部室の運営に関すること
	2 消防隊に属する職員の配備状況の取りまとめ及び報告に関すること
	3 職員の厚生及び公務災害に関すること
	4 資機材及び物資の調達に関すること
	5 所管の施設等の管理に関すること
	6 気象情報の収集及び記録に関すること
	7 気象警報、警戒宣言及び地震予知情報等の伝達に関すること
	8 火災予防及び消防広報の実施に関すること
	9 災害状況の調査及び記録並びに資料の作成に関すること
	10 消防隊の活動状況の記録及び資料の作成に関すること
	11 防火対象物の状況調査及び記録並びに資料の作成に関すること
	12 消防隊情報連絡員との連絡に関すること
	13 他都市からの応援部隊の対応に関すること
	14 地震防災応急対策の実施状況の把握に関すること
	15 区本部及び関係隊との連携に関すること
	16 隊内他班に属しないこと
	部隊班（警防地域第一（二）課）
	1 消防部隊の活動方針の策定に関すること
	2 消防職員及び消防団員の非常参集に関すること
	3 非常災害活動に関すること
	4 消防部隊の掌握に関すること
	5 消防防災通信の運用に関すること
	6 情報通信装置の維持管理及び応急復旧に関すること
	7 消防装備の管理に関すること
	8 人員及び資機材等の輸送に関すること
	9 救急病院等の収容体制の把握に関すること
	10 消防団の運用に関すること
	11 り災証明（火災によるものに限る。）に関すること

別表第8 名古屋市災害対策本部各部の各班の任務一覧表 (18/21)

上下水道部

担当部署 (上下水道局) 部 長 (上下水道局長) 副 部 長 (次長、経営本部長、技術本部長、総務部長、担当部長(契約管理・内部統制)、企画経理部長、担当部長(技術部門イノベーション)、担当部長(広報・連携推進・国際協力)、営業部長、計画部長、建設部長、管路部長、担当部長(リニア関連工事調整・管路工事統括)、施設部長、担当部長(施設整備・管理調整))	
班 (担 当 課)	分 担 任 務
指 令 室 事 務 班 (防 災 課)	1 本部室及び他部との連絡調整に関すること 2 指令室事務に関すること 3 他都市応援本部との連絡調整に関すること
指 令 室 広 報 班 (広 報 サービス 課)	1 本部室への情報提供に関すること 2 報道に関すること
総 務 班 (総 務 課) (労 務 課) (安 全 衛 生 課) (調 査 課) (契 約 監 理 課) (人 材 育 成 推 進 課)	1 他都市等水道関係機関への協力要請に関すること 2 他都市等からの応援隊の受け入れ、救護に関すること 3 職員の被災状況、救護に関すること 4 公舎等の被害調査に関すること 5 災害に関する契約に関すること
企 画 経 理 班 (経 営 企 画 課) (連 携 推 進 課) (広 報 サービス 課) (経 理 課) (資 産 活 用 課) (情 報 シ ス テ ム 課)	1 お客さまからの問合せに関すること 2 局公式ウェブサイトの被害調査及び復旧に関すること 3 災害に伴う予算調整に関すること 4 災害関係経費の出納及び支出費用の整理に関すること 5 局資産の被害状況の調査・把握及び不動産の管理に関すること 6 職員及び他都市等応援隊の緊急物資の確保に関すること 7 被服・保護帽等の出納、保管に関すること 8 車輛、燃料、その他物資の調達に関すること 9 所管する情報システム、情報通信機器等の被害調査及び復旧に関すること 10 所管する技術系システムの被害調査及び保全に関すること 11 図面の確保に関すること
給 排 水 班 (給 排 水 設 備 課) (営 業 課) (料 金 課)	1 応急給水及び屋内管の応急復旧の総合調整に関すること 2 指定工事店に関すること 3 量水器関係の被害状況に関すること 4 所管する情報システム等の被害調査及び復旧に関すること 5 所管する資機材の出納、保管、補充に関すること 6 お客さまからの問い合わせに関すること
(営業センター・営業所 (水 道 隊))	1 所管施設の被害状況の調査、保全及び復旧作業に関すること 2 区本部との連絡に関すること 3 現場での広報に関すること 4 応急給水及び屋内管の応急復旧の実施に関すること 5 お客さまからの問い合わせに関すること
計 画 班 (下 水 道 計 画 課) (水 道 計 画 課) (技 術 管 理 課)	1 大都市等下水道関係機関との連絡・連帯に関すること 2 水源地域の情報に関すること

別表第8 名古屋市災害対策本部各部の各班の任務一覧表 (19/21)

班 (担当課)	分 担 任 務
建設班 (工務課) (施設課) (建設工事事務所)	1 局施設建設現場の保全及び応急復旧に関すること 2 工事現場の管理に関すること 3 局内の建物の応急復旧に関すること 4 局内の電気施設の応急復旧に関すること 5 局内の機械施設の応急復旧に関すること 6 施設の復旧計画の策定。
管路班 (配水課) (保全課) (管路工事調整課) (配水設計課) (下水設計課) (管路センター)	1 応急給水及び復旧の対応策に関すること 2 配水管・道路取付管をはじめとする所管施設の被害状況の調査、保全及び応急復旧に関すること 3 下水管きょをはじめとする所管施設被害状況の調査、保全及び応急復旧に関すること 4 所管する工事現場の被害状況の調査及び復旧に関すること 5 応急給水の実施に関すること 6 所管する資機材の出納、保管、補充に関すること 7 他都市との配水管の相互連絡に関すること 8 支援隊基地における支援隊との連絡調整に関すること
施設班 (施設管理課) (浄水管理課) (水質管理課) (施設整備課) (浄水場) (水処理事務所)	1 取水・導水施設の運転、保全、被害調査及び復旧作業に関すること 2 浄水・送水施設の運転、保全、被害調査及び復旧作業に関すること 3 工業用水施設の運転、保全、被害調査及び復旧作業に関すること 4 配水場の運転、保全、被害調査及び復旧作業に関すること 5 ポンプ所等の被害状況の調査、保全及び復旧作業に関すること 6 水処理センター等の被害状況の調査、保全及び復旧作業に関すること 7 局内の電気・機械・土木・建築施設の保全及び復旧に関すること 8 その他の所管施設の被害状況の調査に関すること 9 水質管理に関すること 10 他都市との原水管の相互連絡に関すること 11 応急給水の実施に関すること 12 配水量調整に関すること 13 指定避難所の開設に関すること

別表第8 名古屋市災害対策本部各部の各班の任務一覧表 (20/21)

交通部

担当部署 (交通局) 部 長 (交通局長) 副 部 長 (次長、営業本部長、技術本部長、総務部長、安全監理部長、企画財務部長、担当部長(経営改善)、営業統括部長、電車部長、自動車部長、施設部長、担当部長(リニア関連工事等調整)、車両電気部長)	
班 (担当課)	分 担 任 務
総 務 班 (総 務 課) (広 報 広 聴 課) (人 事 課) (労 務 課) (安 全 監 理 課) (人 材 育 成 課)	1 名古屋市災害対策本部及び他局との連絡に関する事 2 局内業務計画の総合調整及び応急措置に関する事 3 局内に属する情報の取りまとめ及び報告に関する事 4 報道機関への情報提供に関する事 5 利用者に対する情報提供に関する事 6 局内職員の動員状況及び就業状況の総合的把握に関する事 7 局内遊動人員の把握及び配備に関する事 8 局内職員のり災状況の調査に関する事 9 局内職員の緊急物資の確保に関する事 10 局内職員の保健衛生及び応急救護の実施に関する事 11 所管施設の応急復旧及び被害状況の把握に関する事 12 その他所管事務に係る応急措置に関する事 13 局内他班に属さない事
企 画 財 務 班 (経 営 企 画 課) (デ ジ タ ル 推 進 課) (財 務 課) (会 計 課) (技 術 管 理 課)	1 所管施設の応急復旧及び被害状況の把握に関する事 2 所管する情報システム等の応急復旧及び被害状況の把握に関する事 3 災害に伴う財政計画及び予算調整に関する事 4 災害復旧用資機材、用品の調達に関する事 5 その他所管事務に係る応急措置に関する事
営 業 統 括 班 (乗 客 誘 致 推 進 課) (営 業 課) (資 産 活 用 課)	1 利用者に対する情報提供に関する事 2 所管施設の応急復旧及び被害状況の把握に関する事 3 局所有不動産の緊急使用の調整に関する事 4 不動産の緊急の借入れに関する事 5 その他所管事務に係る応急措置に関する事
電 車 班 (運 輸 課) (駅 務 課) (電 車 運 転 課) (運 転 指 令 室) (各 駅 務 区) (各 運 転 区)	1 利用者に対する広報及び避難誘導に関する事 2 利用者に対する救護措置に関する事 3 利用者の被害状況の把握に関する事 4 所管施設の被害状況の把握に関する事 5 所管施設の応急復旧及び二次災害の防止に関する事 6 電車車両の退避及び運行計画に関する事 7 他の輸送機関との協力活動に関する事 8 災害時における事故処理に関する事 9 所管施設の保安警備に関する事 10 その他所管事務に係る応急措置に関する事

別表第8 名古屋市災害対策本部各部の各班の任務一覧表 (21/21)

班 (担当課)	分 担 任 務
自 動 車 班 (管 理 課) (路 線 計 画 課) (自 動 車 施 設 課) (自 動 車 運 転 課) (自 動 車 車 両 課) (各 営 業 所)	1 利用者に対する広報及び避難誘導に関すること 2 利用者に対する救護措置に関すること 3 利用者の被害状況の把握に関すること 4 バス車両、路線施設、所管施設、営業路線における運行不能箇所、その他路線沿線の被害状況の調査・把握に関すること 5 所管施設、営業路線上の応急復旧及び二次災害の防止に関すること 6 バス車両の退避及び運行計画に関すること 7 各営業所間相互、他の輸送機関への応援輸送に関すること 8 バス車両の被害状況の把握及び応急修理・整備に関すること 9 災害時における事故処理に関すること 10 所管施設、営業路線上の保安警備に関すること 11 その他所管事務に係る応急措置に関すること
施 設 計 画 班 (施 設 計 画 課)	1 所管の工事現場の被害状況の把握に関すること 2 所管の工事現場の応急復旧及び二次災害の防止に関すること 3 所管工事の関係者との連絡調整に関すること 4 その他所管事務に係る応急措置に関すること
工 務 班 (工 務 課) (軌 道 事 務 所)	1 線路巡回の実施及び被害状況の把握に関すること 2 線路の応急復旧に関すること 3 所管の工事現場、所管施設の被害状況の把握に関すること 4 所管の工事現場、所管施設の応急復旧及び二次災害の防止に関すること 5 資機材の確保に関すること 6 その他所管事務に係る応急措置に関すること
営 繕 班 (営 繕 課) (設 備 課) (施 設 事 務 所)	1 地下鉄及びバス施設の被害状況の把握に関すること 2 地下鉄及びバス施設の応急復旧及び二次災害の防止に関すること 3 所管の工事現場の被害状況の把握に関すること 4 所管の工事現場の応急復旧及び二次災害の防止に関すること 5 資機材の確保に関すること 6 その他所管事務に係る応急措置に関すること
電 車 車 両 班 (電 車 車 両 課) (藤 が 丘 工 場) (名 港 工 場) (日 進 工 場)	1 電車車両の被害状況の把握及び応急修理・整備に関すること 2 所管施設・設備の被害状況の把握に関すること 3 所管施設・設備の応急復旧及び二次災害の防止に関すること 4 その他所管事務に係る応急措置に関すること
電 気 班 (電 気 課) (電 気 事 務 所)	1 非常用電源の確保に関すること 2 地下鉄及びバス電気施設の被害状況の把握に関すること 3 地下鉄及びバス電気施設の応急復旧及び二次災害の防止に関すること 4 所管の工事現場の被害状況の把握に関すること 5 所管の工事現場の応急復旧及び二次災害の防止に関すること 6 資機材の確保に関すること 7 その他所管事務に係る応急措置に関すること

別表第9

名	称	位	置
名古屋市災害対策本部	千種区本部	千種区星が丘山手103番地	(千種区役所内)
名古屋市災害対策本部	東区本部	東区筒井一丁目7番74号	(東区役所内)
名古屋市災害対策本部	北区本部	北区清水四丁目17番1号	(北区役所内)
名古屋市災害対策本部	西区本部	西区花の木二丁目18番1号	(西区役所内)
名古屋市災害対策本部	中村区本部	中村区松原町一丁目23番地の1	(中村区役所内)
名古屋市災害対策本部	中区本部	中区栄四丁目1番8号	(中区役所内)
名古屋市災害対策本部	昭和区本部	昭和区阿由知通3丁目19番地	(昭和区役所内)
名古屋市災害対策本部	瑞穂区本部	瑞穂区瑞穂通3丁目32番地	(瑞穂区役所内)
名古屋市災害対策本部	熱田区本部	熱田区神宮三丁目1番15号	(熱田区役所内)
名古屋市災害対策本部	中川区本部	中川区高畑一丁目223番地	(中川区役所内)
名古屋市災害対策本部	港区本部	港区港明一丁目12番20号	(港区役所内)
名古屋市災害対策本部	南区本部	南区前浜通3丁目10番地	(南区役所内)
名古屋市災害対策本部	守山区本部	守山区小幡一丁目3番1号	(守山区役所内)
名古屋市災害対策本部	緑区本部	緑区青山二丁目15番地	(緑区役所内)
名古屋市災害対策本部	名東区本部	名東区上社二丁目50番地	(名東区役所内)
名古屋市災害対策本部	天白区本部	天白区島田二丁目201番地	(天白区役所内)

別表第 10 名古屋市災害対策本部区本部の各班の任務一覧表 (1/2)

区 本 部 長	区 副 本 部 長	班 (担当課)	分 担 任 務
区 長	区 政 部 長 保健福祉センター 所長（事務職に限 る）又は福祉部長 支 所 長 総 務 課 長 保健センター所長	総 務 班 (総 務 課)	1 区本部及び区本部室の庶務に関すること 2 本部室、各部及び関係官公所（署）等との連絡に関すること 3 区本部内業務計画の総合調整及び活動計画に関すること 4 罹災証明書等の発行に関すること 5 所管施設の被害状況の把握に関すること 6 職員の応援派遣要請及び受入れ体制の整備に関すること 7 自衛隊の派遣要請等に関すること 8 避難の指示等の市本部等（指定避難所及び要配慮者施設を除く。）との連絡調整に関すること 9 区内の被害状況の調査（罹災証明書等発行のための家屋被害調査を除く。）に係る他班への指示に関すること 10 一般ボランティアの受け入れ、支援に関すること 11 他班に属さないこと
		情 報 班 (地 域 力 推 進 課) (保 険 年 金 課)	1 災害救助地区本部との連携に関すること 2 指定避難所開設に係る施設管理者及び災害救助地区本部との連絡調整に関すること 3 情報の収集及び伝達に関すること 4 広報（避難の指示等の住民伝達を含む。）に関すること 5 広聴に関すること 6 災害対策用諸物資及び人員の輸送に関すること 7 輸送用車両（舟艇含む。）の確保及び配車等に関すること 8 避難者の誘導及び収容並びに指定避難所の管理運営に関すること
		市 民 窓 口 班 (企 画 経 理 課) (市 民 課)	1 指定避難所開設等に係る他班への指示に関すること 2 避難者の誘導及び収容並びに指定避難所の管理運営に関すること 3 災害対策用諸器材の調達に関すること 4 死体火（埋）葬許可証の発行及び葬祭用品に関すること 5 災害見舞金等の支給の協力に関すること 6 予算経理に関すること

別表第 10 名古屋市災害対策本部区本部の各班の任務一覧表 (2/2)

区 本 部 長	区 副 本 部 長	班 (担当課)	分 担 任 務
		救 助 班 (民生子ども課) (福 祉 課)	1 救助物資（飲料水、食品、衣料その他の生活必需品等）の調達及び配分に関する事 2 要配慮者対策に関する事 3 要配慮者施設への情報伝達及び連絡調整（避難指示等を含む。）に関する事 4 応急炊き出しに関する事 5 避難者の誘導及び収容並びに指定避難所の管理運営に関する事 6 その他被災者の応急救助に関する事
		保 健 セ ン タ ー 班 (健康管理課) (健康安全課) (環境薬務課) (公害対策課) (保健予防課)	1 健康福祉部との連絡調整に関する事 2 班に属する情報収集に関する事 3 医療救護、遺体検案、公害監視、保健活動、感染症予防、生活環境等の活動に関する事 4 傷病者等の搬送調整に関する事 5 医薬品・衛生材料の需給調整に関する事
		支 所 班 (区民生活課) (区民福祉課)	1 支所管内における災害応急対策の実施に関する事（他班と連携・協力して実施する。） 2 避難者の誘導及び収容並びに指定避難所の管理運営に関する事
		遺 体 安 置 所 班	1 搜索収容班との連絡調整に関する事 2 遺体安置所の管理運営に関する事

(注 1) 区本部付けとなる市税事務所職員及び区指定動員者は、区本部長の指揮を受けて区本部の事務を処理する。

(注 2) 市民窓口班は、避難所開設時には避難所に係る他班への指示及び管理運営の統括を担当する。

(注 3) 遺体安置所班は、必要に応じて、区本部長が設置する。

(注 4) 水位通報サイレン等は総務班が運用する。（緑区・天白区に限る。）

(注 5) 各班長及び任務については、必要に応じて、区本部長が変更できる。

別表第 11 現地本部の所掌事務

- 1 緊急を要する応急対策に係る被災現地における災害対策関係機関との連絡・調整
- 2 区本部及び各区隊等に対する緊急指示
- 3 現地視察等による被災実態の把握
- 4 その他、本部長の特命事務

計画参考 9 名古屋市災害警戒本部運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、災害の程度が名古屋市災害対策本部を設置するまでに至らない場合に設置する、名古屋市災害警戒本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害警戒本部長等)

第2 本部の長は、災害警戒本部長（以下「本部長」という。）とし、市長をもって充てる。

2 本部に、災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、災害警戒本部員（以下「本部員」という。）及びその他の職員を置く。

3 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

4 副本部長は、副市長をもって充てる。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 本部員は、会計管理者、名古屋市事務分掌条例（昭和22年条例第16号）に定める局、室の長、教育長、消防局長、上下水道局長、交通局長、防災危機管理局次長及びその他本部長が必要と認める者をもって充てる。

7 本部長は、本部員の中から防災危機管理局長を防災監として、防災危機管理局次長を副防災監として指名する。

8 防災監は、本部長及び副本部長に進言し、本部長の指揮監督に基づき他の本部員に指示することができ、副防災監は、防災監を補佐し、防災監に事故があるときは、その職務を代理する。

9 本部員は、本部長の命を受けて本部の事務に従事する。

(本部室)

第3 本部長は、本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため本部室を置く。

2 本部室に本部室員会議、各チーム及び本部室事務局を置き、本部長の指揮監督に基づく互いの連携によって運営するものとする。

3 本部室の事務は、本部室事務局が総括する。

(本部室員会議)

第4 本部室員会議は、別表第1に掲げる事務を所掌し、応急対策上必要な各種情報を収集して応急対策上の重要な事項の基本方針について協議するとともに、防災監に報告・進言する。

2 本部室員会議に本部室長、副本部室長、防災調整官及び本部室員を置く。

3 本部室長、副本部室長、防災調整官及び本部室員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 防災調整官は、本部室長及び副本部室長に進言し、本部室員に指示することができる。

5 本部室員会議は、本部室長が必要に応じて招集する。

なお、本部室長は状況に応じ、一部の本部室員による本部室員会議を招集することができる。

(各チーム)

第5 本部室にチーム及びプロジェクトチームを置き、その名称、担当部署及び担当事務については、名古屋市災害対策本部運営要綱（以下「災对本部要綱」という。）別表第4を準用する。

2 チーム及びプロジェクトチームの構成員については、災对本部要綱別表第5を準用する。

3 チームは、本部室長指示のもと、複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に実施する。

- 4 チームは、あらかじめ別に定める基準に従い設置し、本部又はチームを廃止するまで常設する。
- 5 プロジェクトチームは、本部室長指示のもと、複数の部が関係し、応急対策に重大な影響を及ぼすとともに迅速な対応が求められる事項について具体的な対応方針を協議する。
- 6 プロジェクトチームは、本部長が必要と認めた場合に設置する。
- 7 プロジェクトチームの会議は、本部室長が招集する。
- 8 チーム及びプロジェクトチームは、本部室長及び本部室員会議に担当事務の進捗状況を報告する。

(本部室事務局)

第6 本部室事務局は、本部の事務を総括し、その所掌事務については、災対本部要綱別表第6を準用する。

- 2 本部室事務局に事務局長及び副事務局長を置く。
- 3 事務局長は、防災危機管理局長をもって充て、副事務局長は、防災危機管理局次長及び防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）をもって充てる。
- 4 本部室事務局員は、防災危機管理局職員をもって充て、本部室事務局の庶務は、防災危機管理局危機対策課が行う。

(部)

第7 本部の事務を分掌させるため、本部に部を置く。

- 2 部に部長及び部員を置く。
- 3 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。
- 4 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。
- 5 前4までの規定の他、部の組織その他必要な事項については、災対本部要綱第8を準用する。

(区本部)

第8 区の区域ごとに当該区域における本部の事務を処理させるため、区本部を置き、区本部の名称及び位置は、別表第4-3に掲げるとおりとする。

- 2 区本部に区本部長、区副本部長及び区本部員を置く。
- 3 区本部長は、本部長の命を受けて区本部の事務を掌理する。
- 4 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 区本部員は、区本部長の命を受けて区本部の事務を処理する。
- 6 前5までの規定の他、区本部の組織その他必要な事項については、災対本部要綱第9を準用する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

別表第1 本部室員会議の所掌事務

- 1 各種情報の収集・伝達
- 2 配備種別の協議
- 3 緊急に処置すべき事項の決定
- 4 軽易な事項の決定
- 5 各部・区本部間の活動の連絡調整
- 7 本部室長が必要と認める事項の協議
- 8 その他本部室員から特に申出があった重要な災害対策に関すること

別表第2

本 部 室 長	防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）
副 本 部 室 長	防災危機管理局危機対策課長
防 災 調 整 官	防災危機管理局危機対策課担当課長（危機対策に係る総合調整）
本 部 室 員	本部室事務局及び各部に属する部長、担当部長、課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長及び各部長が指名する者とする。

- （注） 1 本部室員会議は、本部の設置と同時に開会し、本部設置期間中を通じて開催する。
2 副本部室長は、本部室長に事故があるときその職務を代理する。

別表第3

名	称	位	置
名古屋市災害警戒本部	千 種 区 本 部	千種区星が丘山手103番地	（千種区役所内）
名古屋市災害警戒本部	東 区 本 部	東区筒井一丁目7番74号	（東区役所内）
名古屋市災害警戒本部	北 区 本 部	北区清水四丁目17番1号	（北区役所内）
名古屋市災害警戒本部	西 区 本 部	西区花の木二丁目18番1号	（西区役所内）
名古屋市災害警戒本部	中 村 区 本 部	中村区松原町一丁目23番地の1	（中村区役所内）
名古屋市災害警戒本部	中 区 本 部	中区栄四丁目1番8号	（中区役所内）
名古屋市災害警戒本部	昭 和 区 本 部	昭和区阿由知通3丁目19番地	（昭和区役所内）
名古屋市災害警戒本部	瑞 穂 区 本 部	瑞穂区瑞穂通3丁目32番地	（瑞穂区役所内）
名古屋市災害警戒本部	熱 田 区 本 部	熱田区神宮三丁目1番15号	（熱田区役所内）
名古屋市災害警戒本部	中 川 区 本 部	中川区高畑一丁目223番地	（中川区役所内）
名古屋市災害警戒本部	港 区 本 部	港区港明一丁目12番20号	（港区役所内）
名古屋市災害警戒本部	南 区 本 部	南区前浜通3丁目10番地	（南区役所内）
名古屋市災害警戒本部	守 山 区 本 部	守山区小幡一丁目3番1号	（守山区役所内）
名古屋市災害警戒本部	緑 区 本 部	緑区青山二丁目15番地	（緑区役所内）
名古屋市災害警戒本部	名 東 区 本 部	名東区上社二丁目50番地	（名東区役所内）
名古屋市災害警戒本部	天 白 区 本 部	天白区島田二丁目201番地	（天白区役所内）

計画参考 10 名古屋市地震災害警戒本部条例（平成14年 7 月23日 条例第55号）

改正 平成18年第72号

（趣旨）

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、名古屋市地震災害警戒本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（地震災害警戒本部長等）

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置く。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめその定める順序によりその職務を代理する。

5 本部員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（1）市の区域の全部又は一部を管轄する法第2条第6号に規定する指定地方行政機関の長又は職員

（2）愛知県の知事の部内の職員

（3）愛知県警察の警察官

（4）市を警備区域とする自衛隊の師団、部隊又は機関の長

（5）市の教育委員会の教育長

（6）市の消防局長

（7）市長の部内の職員

（8）市の地域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員

（9）前各号に掲げる者のほか、市長が地震防災上必要と認める者

6 本部員は、本部長の命を受けて本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

（平成18年第72号）

（部）

第3条 本部の事務を分掌させるため、必要と認める部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は本部員のうちから、部員は本部員又は本部職員のうちから、本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部長に事故があるときは、部長があらかじめ指名する部員がその職務を代理する。

6 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(区本部)

第4条 区の区域ごとに当該区域における本部の事務を処理させるため、区本部を置く。

2 区本部に区本部長、区副本部長及び区本部員を置く。

3 区本部長、区副本部長及び区本部員は、本部員又は本部職員のうちから、本部長が指名する。

4 区本部長は、本部長の命を受けて区本部の事務を掌理する。

5 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときは、区本部長があらかじめ定める順序により、その職務を代理する。

6 区本部員は、区本部長の命を受けて区本部の事務を処理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年12月20日条例第72号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。